

第3回三重県歯と口腔の健康づくり推進条例検討会 概要版

日時：平成23年11月8日(火)13:00～14:55

場所：議事堂2階 201委員会室

出席者：三重県歯と口腔の健康づくり推進条例検討会委員（9名）

事務局 神戸次長、野口企画法務課長、山本政策法務監、辻上副課長、松本

資料：第3回三重県歯と口腔の健康づくり推進条例検討会 事項書

資料1	三重県における歯・口腔の健康に係る現状と課題
資料2	埼玉県歯科口腔保健の推進に関する条例
資料3	条例枠組案
資料4	各都道府県の歯の健康に関する条例一覧
資料5	各都道府県の歯の健康に関する条例における目的及び理念一覧

<検討会 議事概要>

委員：本日は、11月8日「いい歯の日」であり、新聞で結構取り上げている。6月8日の「虫歯予防デー」など啓発効果があると感じている。

今回は、執行部から現状と課題について、また参考人から現状認識について説明をいただいた。それを受けて、私と副座長で資料1のとおり前回の検討会の内容を整理したので、その概要について、事務局に説明させる。

なお、会議録は今後、各委員に確認のうえ、ホームページに掲載する。

事務局：(資料1について説明。)

委員：上段は白丸が現状、黒丸が課題としてまとめた。下段は各委員の意見をそれぞれ目的、理念、施策等に整理した。ただいまの説明について、質問等があればお願いします。

委員：前回、災害の話があった。南部のような弱い地域において中山間地域やへき地に対する支援の在り方の項目も課題として入れていただけるとありがたい。

委員：今の意見は災害時に特化するという意味か。

委員：災害時に限らず、幅広くという意味である。

委員：障がい者の黒丸で、「受入可能な診療所情報の不足」というのは、障がいを持っている患者に対して、受入可能な診療所がどこにあるかの情報が発信できていないという意味か。

事務局：そういう意味も含めて、障がい者に関して、例えば（診療所の）休みがいつかという情報が発信できていないことを含めてだと理解している。

委員：学齢期の歯科医師会の黒丸の虫歯による「児童虐待への理解」というの

は、日本語的によくわからない。

事務局：歯科検診を通じて児童虐待があったかどうかの早期発見や、その必要性があるという意味であったと思う。

委員：児童虐待予防への理解を深めることと、乳幼児期と同じような児童虐待の早期発見を含めた児童虐待予防を行うことの観点からの取組が課題となっていると理解した。

委員：歯科医師会は現在も早期発見に一生懸命取り組んでいるが、さらなる取組を進めるという理解でよいか。課題となるとあまり取り組んでいないのではないかという印象を受ける。

委員：児童虐待というのは、栄養状態が悪くて歯に影響があるという視点か、それとも殴られるなど暴力を受けて折れるという視点なのか。

事務局：前回そのような説明はなかったかと思うが、歯のケアが得られず、子どもが適切に構われていないとの意味も含めて、虐待があるのではないかと認識している。

委員：虫歯が異常に多い場合は、ネグレクトが疑われる場合もある。

委員：意見に従い、資料を一部修正する必要がある。次に、国において8月に歯科口腔保健の推進に関する法律が制定されてから、都道府県としては初めて歯科口腔に関する条例が埼玉県で制定されたので、資料2のとおり参考まで条文を配付した。都道府県では20番目となるが、簡単に事務局に説明させる。

事務局：他県では、現在、徳島県で条例を検討していると聞いている。埼玉県の条例がつくられる以前のものとは埼玉県の条例とでは、若干条例の様式が変わっている。第1条で目的、第2条で基本理念というところはだいたい同じであるが、第3条で県の責務を書いて、第4条で歯科医療等業務従事者等の責務を書く。あと第6条で基本的事項の策定等として、それぞれ必要な施策が書かれているのが他県の条例とは違う特徴になっている。また、各県の条例の一覧表も付けているので、見比べていただきたい。

委員：この埼玉の条例は議提か、それとも執行部提案か。

委員：議提条例である。

委員：10月18日ということで、法律の制定日（8月10日）から2カ月くらいの開きがあるが、埼玉県として法律が制定される前から条例検討を始めたのであれば、法律が制定されたことによって、条例の書きぶりがどのように変更したのか教えてもらいたい。

事務局：以前から立案し始めたと聞いている。

委員：前回、フッ素の話が出ていたが、中井先生（参考人）の話では非常に良い効果があるとの話だった。フッ化物洗口の導入の是非については、議論

が分かれている印象を受けているが、埼玉県はフッ化物を進める立場をはっきりさせている。今後、三重県が条例をつくっていく場合にも言及していくのか。

委員：いろいろな団体からいろいろな考えも出ていると聞いている。今後三重県としてはどこまで扱っていくのかも議論していきたい。

委員：埼玉県の特徴としては、第6条で基本的事項の策定を、第6条2項の1号から11号まで具体的な県としての基本的な取組事項を記載していると説明があった。他の県は法制定前につくった条例であり、書かれている項目は、いわゆる基本計画を定めるものとするところで留めていて、その基本計画を行政側が作るというスキームになっているという理解で良いか。

事務局：そういうことになろうかと思う。

委員：条例項目の検討に入っていきたい。前回検討会の委員協議後、条例スキーム案を提示した上で、条例案の検討を行ってはどうかとの提案があり、資料3のとおり条例の枠組案を用意した。全国の条例を比較し、規定されている条項をベースに整理したものである。第1案はフルセット型で細かく分けている。第2案は基本的な項目だけに限定したもの。第3案は埼玉県の条例のように、歯科保健推進法の制定に基づいた条例の例である。

これから具体的な条例の議論に入っていくわけであるが、お手元の資料4として、条例の主要な項目を列記した各都道府県の歯の健康に関する条例一覧を配付した。各項目について、条文の規定をどうするかご協議いただいて、条例の骨子案につなげたい。なお、追加が必要な場合は、その旨の発言をもらいたい。さらなる現状把握が必要であるか、今後、参考人を求める必要があればその旨の意見もいただければと思う。資料に関して何か事務局の方で説明することがあれば願います。

事務局：資料4は、以前、政策法務レポートの一番巻末につけた資料に一部補足を付けたものである。埼玉県以外は、法律制定前につくられた条例なので見ていただいたら分かるが、目的、基本理念、各主体の役割に関して、県、歯科衛生士又は県民の責務や役割、基本計画等の作成を求めるものなど、各県同じような状況になっている。

委員：まず、どのような目的を規定すべきかについて意見を伺いたい。

委員：始めに確認したい。資料3の3パターンについてどうするか決めずに資料3、資料4に基づく議論を進めていくのか。

委員：先にこちらを整理した方が良いということであれば、そのようにする。一応、目的や基本理念から順番に進めようと思っていたが、その辺について意見はあるか。

委員：基本的な違いというのは、基本的施策としてどこまで条例に書き込むか

だと思う。第1案のフルセット型と第3案の埼玉県バージョンではそう違いがないかと思う。第1案及び第3案と第2案との大きな違いは、第2案が基本的な施策を県執行部の方で作し、それを議決するという形で担保するところかと思う。どこまで議会として基本的施策に踏み込むかと思っており、法律が理念法になっている部分が非常に多いので、具体的な施策については、この条例上で埼玉県のように書くのも一つの考え方であり、その部分は方向性だけを示し、後は基本計画という形で行政に委ねる方法のどちらも成り立つと思う。それについて、皆さんのご意見を出してもらえばと思う。私の意見を先に申し上げさせていただくと、宮城県に常任委員会で視察に行ってきたが、宮城県の条例は、第2案方式で県の基本計画の中に委ねるという形で、それを議会がチェックするやり方だった。宮城県歯科医師会の立場からすると、県の基本計画で随分骨抜きになってしまい、歯科医師会が希望したものが実現できていないと感じているとお聞きした。そのような状況であるため、今回の条例の中でこれまでの理念条例とは違う一歩踏み込んだ施策についての取組も個別具体的にあげていく必要があるのではないか。

委員：今、そういった提案があったがどうか。

委員：私も最初に枠組みをどうするか意見を出し合った方が良いと思う。その上で、県の条例をつくっていくべきと思う。それで、先程の埼玉県の話では、第6条で基本的事項の策定等で細かく規定されているが、これに代わるのが、これまでの基本的施策という名前の内容だと思うが、確認させていただきたい。これは埼玉県が新たな形でやっているのか、今まで他の都道府県で書いていたものと全く違う形になっているのかどうか。私は他の県の基本的施策を読ませてもらうと6個から8個ほど書いてもらっているのが、埼玉県では第6条に来ていると、他のところはもう少し後ろの第11条とかに来ている、そういう関係性ではないか。

事務局：恐らく、委員が言うとおりの形でやっているのではないかと思う。

委員：一番大事なものは目的であり、条例として法律を超えるわけにはいかないと思うが、ある程度踏み込んだ形でやっていくべきでないかと思う。ちなみに私は第1案である。

委員：この3案の中からいうと、第1案が良いかと思うが、災害時の対応や三重県独自の条例、特色を生かしたニーズを入れた条例づくりが大事だと思うので、その枠組みを決めてから、中身を細かく議論してはどうか。地域間格差も出ていることがわかっているので、三重県の形に合った、食生活にも合ったものにしていったら良い。

委員：皆さんが言われた方向で概ね良いと思う。書き方は1案なのか3案なの

か、どちらも言い難いところがある。基本的施策の書き方の違いだけという気もするが、内容については、三重県に合った形の項目を整理して、それについての課題をしっかりと条例に書き込んでいくのが良いのではないか。

委員：三重県の実態に合った効果的な施策が出るような書きぶりであれば、第1案と第3案のどちらでも良い。

委員：今まで基本的な施策を実施することで書いていたのを、今回この法律ができたことで、法律に基づいてこれらの事項については定めるという書き方に変わっているという認識で良いか。中身は違わないか。

事務局：中身的が変わったのではなく、スタイルが変わったと理解している。

委員：要は、基本的施策の書き方に本来するところを、法律ができていて、法第12条の規定に基づいて定めたという書き方の違いだけであるか。

事務局：埼玉県条例は、第6条の「基本的事項の策定等」において、施策を全部列記した形で整理したと認識している。

委員：基本的施策の書き方だと理解させてもらい、議論を進めさせてもらえばいいと受け止めた。

委員：私は第1案だと思う。推進組織が第1案にだけ書いてある。財政措置や推進組織がないと、有名無実な条例になってしまう恐れがある。一つ質問だが、各県も全て議提だが、何か事情があるのか。

事務局：各県の事情はわからない。

委員：行政がやるなら当然推進組織も念頭に置くと思うが、議提ゆえに、特に第1案の形で推進組織にも言及する形をお願いしたい。

委員：ほぼ第1案に皆さんの意見が集中しているという気はしているが、これまで三重県議会も議提条例をいくつかつくってきた中で、大きく分けると2つくらいに分かれている。1つは森林づくり条例や地域産業活性化振興条例のように理念的なところが謳われて、具体の部分については県の方で計画を作りなさいと、その計画を議決することで担保する定め方である。もう1つは、リサイクル推進条例や子どもを虐待から守る条例のように細かく、県はこれをしなさい、あれをしなさい、こういう取組をしなさいというところまで書くやり方である。細かく条例で定める場合も、もちろん計画を県はつくり、毎年報告をいただく。前者のメリットはいろいろな環境変化に適応していくため、基本計画でやっていくことによって、その時その時変えられるという柔軟性があるという意味では強みがあると思っている。後者の方でいくと、一つ一つ条文を変えなければいけない事態が起こった時に、条例改正をしなければならないデメリットも考える必要がある。

もう一つ考える必要があるのは、知事と議会との役割の違いである。執行するのは知事であって、我々議会は逆を言うと議提議案でありながら執行する立場にはないので、行政としての知事がやれる範囲のことを考慮しながら、かつ、予算提出権や組織編成の知事の専らの権限事項を踏み越さないことも配慮しながらやっていく必要がある。知事の権限を我々は侵してはいけない前提で、できるだけ三重県の課題を踏まえて、それに応じた規定をするやり方でいけばいいと考える。デメリットも理解した上で、第1案でいくことが、この検討会の中で了解でき、我々が各会派の皆さんにも説明できるだけの腹に落ちた議論になるのであれば、それでいきたいという意味合いである。

委員：私も歯と口腔の健康づくりの推進に具体的に寄与できる条例と思っているが、施策の具体的な内容が市町に関わるところがすごく多い点で、それをどれくらい書き込んでいけるのかを懸念している。

委員：当然、今の話は私たちも頭に入れながらやっていかないといけないと思う。前回検討会で執行部資料のうち、平成9年3月3日の厚生労働省政策局長からの通知で都道府県及び市町村業務方針が示されている。その意味においては、今後条例を検討していくに当たって、県の責務であるとか、市町の役割を入れるかどうか、その場合には県と市の協力体制や県の支援は子ども条例等でも市町との連携が重要であるとしており、どの条例においても考える必要があると思う。そこの表現については、義務規定なのか努力規定なのか検討が必要になってくる。その後は、県としてしっかり協力や支援をする必要も発生してくると思う。そして、大目標は県民の皆さんの歯と口腔を守っていく、地域間格差をなくしていくなどたくさんあり、それに向かって、市町の皆さんの意見も聞いていく必要がある。また、各基本的施策等については、知事の権限まで踏み込み、それを超えてしまうといけないと思うが、その辺りも執行部とのやりとりが必要になってくる。

委員：確かに条例を細かく書いていくこと責任、それによる小回りが利かなくなる点はあると思うが、この件に関しては、歯科医師会や執行部からの聞き取りをした中である程度課題は明確になってきている部分もあり、その辺りをしっかり書き込んでいくことは大事かと思う。できれば基本的施策のところ、我々が課題だと思うところをしっかりと書いて、一本ずつ執行部とやりとりをしていけたらいいと思う。また、市町との関係は、法に基づいて県も条例をつくり、市町も法に基づく責任もあるという考えでいくと、法がない時に比べれば、ある程度県で条例を制定することの意味合いが市町にも理解してもらいやすいと思う。

委員：前回も、法律ができたので追い風が吹いているという議論があった。市

町に対して説明もしやすい部分もあるかもしれない。では、このスキームの確認をさせていただきたい。第1案に従って進めていくのが大勢のようである。個々の中身は検討の中で確認していきたい。

委員：他県の条例を見ていると、総則があって各主体の役割、基本的施策、その他という流れなので、基本的施策と各主体の役割は、条例を実際に作る際は、順番は入れ替わるという理解でよいか。

事務局：ご指摘のとおりである。

委員：順番についてもまた決めていきたい。

次に、総則、目的、定義、基本理念と第1案は出ているが、まずは目的から検討を始めたい。資料1の下に前回の意見が出ているが、さらに補足していただきたい。

委員：三重県の場合、17歳はワースト2と子どもたちの歯の状態は決して良いわけではないということと、東紀州は特に良くないという中で、できれば目的のところに、子どもたちの歯の健康状態の改善を規定した方が良いのではないか。

委員：私もそのように思う。三重県は歯の有病率が高いがそれを良くしていくことと、県内の地域間格差を解消していくことを目標とすべきである。他県にも見られるように歯と口腔の健康づくりが県民の皆さんの健康の維持、増進をしていくために大変重要であり、歯と口腔が健康でなくなることによって成人病及び生活習慣病につながるから、それぞれの主体がしっかり関わっていき、有病率の低下や地域間格差を解消することを、具体的に書き込んで良いと思う。

委員：資料5を見ると、目的と基本理念との関係が混ざっている。本来、目的と基本理念とはどう違うのかということをもまず説明いただいて、その上で道県の事例についてご説明いただけるとありがたい。

事務局：目的は、条例が何を指すかという方向性、何のために作るかを書くこと。基本理念は、それを貫く考え方になると考える。資料5に関して、だいたい同じような内容となっている。県民なり、道民なりの健康に関して生涯を通じて、それを保てるような環境づくりについて、関係自治体が役割を明らかにし、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的、効果的に推進することを目的に書いてある。それから、茨城県や鳥取県は8020運動の重要性を項目に挙げている。基本理念に関してもそれほど差異はないと思う。ここでは、生涯を通じて歯と口腔の健康を維持できる環境づくりを整備することを基本理念とする書きぶりが各県の条文からは見られる。

委員：私の認識だと、目的というのは、全ての三重県民が共通にこの条例をつ

くることの意義、狙い、目指すべきところが書かれており、基本理念というのは、本来それをバックアップする、いろいろな主体がいろいろなことをするわけであるが、特に三重県という行政体が施策を推進するに当たる方向性と理解していて、例えば、埼玉県や広島県は「歯科口腔保健の推進に関する施策」、「歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策」という書き方をしている。岡山県等は、基本理念のところでは「歯と口腔の健康づくりは」という大きな形で入っている。歯と健康づくりの云々という目的と基本理念とが混ざっている県とそうでないところがある。本来はどうあるべきなのか。

事務局：目的というのは、この条例の一番のポイントであり、三重県にとってこの条例がなぜ必要かということ。基本理念に関しては、三重県内の全ての人々が生涯にわたって歯と口腔のケアによって体の健康増進などが図れるような方向性や環境をつくっていくことだと思う。

委員：各都道府県レベルの条例でも少し混乱しているところがあるので、勉強させてほしい。大事なところだと思う。

委員：法律の目的は「国民保健の向上に寄与することを目的とする」と書いてある。何を目的とするかといえば、「県民の健康づくりに寄与する」というのが目的になる。また、法律の基本理念には、施策の基本的な事項が書いてある。その施策の基本的な事項について、①国民の取り組みの促進、②乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期の施策の促進、③保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関係者における連携の三つを基本理念として掲げている。

委員：条例の目的は、シンプルに歯と口腔の健康づくりに寄与するために条例を制定すると書けばよいのではないか。基本理念の方が逆に重要であり、県、市、町、県民及び事業者それぞれの実施主体に通じる理念が書き込まれているのが基本理念であり、加えてそこには三重県の歯と口腔の健康づくりの条例であるから、三重県の課題を解決していくために必要な理念をもう少しブレイクダウンした形で書き込まれるとよい。

委員：基本理念は県という行政体が行き届く施策という狭い捉え方をしていたが、確かに読むと、いろいろな主体がその取組をする際の共有すべき考え方となっているので、本来目的とは何か、基本理念とは何かを整理しておいた方がよい。目的に入れるべきか、基本理念に入れるべきかという振り分けは別として、入れていくべき内容を出していけばよい。

委員：目的と理念、いろいろ重なる部分の整理が必要だが、事務局の方でも整理する。皆様のご意見を引き続きお願いしたい。

委員：基本理念の方が大きくて目的はこの条例をつくる目的であると思ってい

たが、埼玉県や国の例では、理念の方が小さいようである。

委員：先般の参考人の話では、乳幼児期、学齢期では一定の歯科検診などをして歯の健康や口腔内の健康を保つ取組はされていると理解したが、成人期以降、高齢期に入って歯や口腔内を健康に保つという意識がまだまだ低いように思う。このことがまず大事なのではないか。要するに県や市町、そして歯科医師会や事業者の方もそうだが、県民自身が自発的に定期健診にいくように、口腔内の不調に対してもっと敏感になってアクションを起こすような、啓発の部分は基本的施策のところでは謳われる必要があると思う。

委員：この条例は仮称であるが歯と口腔の健康づくりが県民一人一人にとってどういう役割を果たしているのかが大変重要であり、この条例によって基本理念を定めたり、それぞれの責務や役割を明らかにしたり、基本的施策をこの条例でつくって、各主体が一体となって法律でいうところの口腔保健センターを条例によって定めることによって、県民の歯と口腔の健康づくりに寄与するものであると目的で書いていくことになると思う。基本理念は、その目的を達成するための様々な施策を進めていく上においての心構えというものになると思う。

委員：法律で間に合うようであれば条例は要らないわけであり、さらにこれをつくっていく必要性が目的になるのかと思われる。三重県はなぜ今回議提条例をつくっていくのか明確な方が、意味が出てくる。

委員：子どもたちの歯の低順位からの脱却と地域間格差の是正が目的になると思うが、それに加えて成人期以降における歯と口腔の健康維持を後押しする部分。そして、障がい者の課題や妊産婦の課題もある。一つの案として、子どもたち、成人、障がい者、妊産婦という書き方を目的に特出しで書くのはどうか。他県の例では、8020という言葉を書いているところもあるが、80歳では20本の歯を残す事が目的だということの方が、生まれたときからお年寄りまでの施策であるとわかりやすいという印象を持った。つまり80歳で20本の歯を残すことが目的だという意味合いでいいと感じた。それから、他県の基本理念を見ていると環境整備をするという終わり方ばかりである。基本理念は、例えば80歳で20本の歯を残すことを目的として、その環境整備をしなければならないというのが基本理念になり、そのための具体的な基本施策を書いていくイメージかと感じた。

委員：資料1でも幼児、学齢期、成人、高齢者、障がい者で分かれているが、ポイントは成人期だと思う。どうしてかと言うと、幼児や学齢期は親が責任を持って行う。それから行政機関や医療機関、保険者などはある程度責務を担うが、県民の責務とは、誰に対しての責任かと言うと他人ではなくて自分に対しての責任である。その責任を持たせられるかが一番のポイント

トである。条例をつくったら県民が自分で責任を持つかと言ったら、そうはならないところが非常に難しいところであり、ポイントでもある。自分に対しての責任をどのように啓発していくかが大切であると思う。

委員：目的のところでは8020を推進していくというのは素晴らしい案だと思う。そして、もし特出しするのであれば、三重県は全国平均よりも虫歯の数が多いということや、地域間格差をなくしていくとか改善していかなければならない部分を前向きに変えていくというのを目的に入れていく。基本的施策は各ライフステージに合った形での取組が必要である。

委員：歯や口腔を健康に保つことがひいては全身の健康づくりに寄与することを県民の方にわかっているように条例の目的として、具体的な施策で啓発することで、県民自らが行動を起こすことが大事かと思う。

委員：私が今朝から見ている新聞各紙にも、全身の健康は歯と口の健康からとか、がんとの関係がいろいろと書かれていた。確かに三重県民として、今意識としてはあまり高くない位置に立たれていると思う。今、全身という話があったが、医科と歯科の違いでは、今まで歯科の方はどこまで大事に考えていたであろうか。永久歯がなくなったら入れ歯を入れるしかなくなるが、入れなかった場合、ひよっとしたら自分の歯と比べ20%くらいの噛む力しかなくなるという意識もあまりないことも聞いている。現状を認識しながら三重県らしいものをつくっていかねばならないと、皆さんの意見を聞きながら思った。

委員：目的と基本理念の使い分けは改めてもう一回整理したほうがよい。今いろいろな意見を聞かせていただいている中で、歯と口腔の健康づくり条例ではあるが、それがひいては県民の体全体、他県の言葉を使えば生涯にわたる健康の保持増進や健康に長寿を迎えられることに寄与することを目的とした条例は、キーワードとして必要。8020 運動という非常にわかりやすい年齢におけるギャップがないようにするとか、地域間や障がいの有無での格差をないようにする、その辺りがキーワードになると感じている。目的と基本理念の振り分けは次回議論させていただければと思う。その中で今回の東日本大震災ということも踏まえて、三重県もいつ自然災害が起こるか分からない中で、当然地震だけではなくて台風12号のような被害もあった中で、自然災害に対する歯と口腔の健康づくりの部分について何らかを考え方のポイントとして置いておく必要があると思う。

委員：目的という言葉だけでいろいろな議論をされているが、条例をつくる目的の話と個別の施策の目的も入ってきているので、目的と基本理念と各施策という書きぶりをしっかり確立しておかないと後で出戻りになる気がした。

委員：ヘルシーピープルみえの中で8020運動をやってきた。8020運動も続いているので、それとの整合性をどうしていくか。条例に8020という名称をつけている県もあるので、少しその整理をしておく必要がある。

委員：条例の名前についてもいつか議論しなければいけない。口腔という言葉が難しいので、歯と口という表現を使っているところもある。中身によって言葉も変わってくる場合もあるので、それも慎重に考えていきたい。目的、基本理念について少し整理も必要であるし、ある程度出つくしている感じがするので、理念についてあれば挙げていただきたい。

委員：歯と口腔ということであるが、歯のことばかりでなく、口腔とあごと咀嚼等も入ってくると思うが、咀嚼等が入った場合は脳の回転や学力にもつながってくる学説もあるので、そこまで考えていいのか。

委員：歯だけではなくて、あごもという認識を持っているが、皆さんもよろしいか。

委員：同じ認識だが、条例的には、基本的施策の中には歯と口腔に関するところまでに留めておくことになると思う。理念としては、全身の健康に寄与することを視野に入れた中で、歯と口腔についての健康づくりの取組をまとめていく、この条例で規定していく構成になるのかと認識している。

委員：生涯を通してということも言っていきたい。

委員：具体的な条例の名前だが、例えば、今仮に置いてもらってある歯と口腔の健康づくりという形であるのか、あるいは、咀嚼活力の話も含めてがんや生活習慣病にも関係するので、(体全体を対象とした)健康とするのか。

委員：私が申し上げたのは、歯と口腔内を健康に保つことがひいては全身の健康に寄与できることが、しっかり県民の方にわかっただけのものにするべきだろうと、条例自体が啓発活動につながっていくものになればいいということ。

委員：三重県には既に三重県健康づくり推進条例というのがあり、健康づくり全般を対象にしている。今回の場合は歯と口腔に関する条例を議員提案でやっていこうということであり、名前を議論するのであれば、歯と口腔ということをしかりと前面に出していくべき。

委員：「歯と口腔で」と「歯と口腔の」との違いを、方針を決めてほしかったという意味である。

委員：目的と理念については、ご意見をいただいた中で、条例の名前にも関わる話があるので少し触れさせていただいたが、そのくらいに留めておきたい。最終的には名前をきちんと整理していきたい。では、もう少し各委員から目的や理念、そして施策についてご意見があれば、あげていただきたい。

委員：政策をつくる際は、それをつくる目的、どのような考え方でやるのというもの（理念）があり、そこから初めて施策が出てくる。今日は目的と基本理念に留めておいた方がいいと思う。それで今も目的と基本理念が混ざっているの、ここで一回今日出た意見をまとめて、目的に入れる必要がある事項を箇条書きでいいので整理してほしい。基本的施策まで入ってしまうと基本理念に戻るのは難しくなる。そういう中でポイントとして出ているのが年齢におけるギャップの解消とか、全国低位から脱却、地域や生涯の有無での格差をなくす、それから8020のように生涯を通じてというところ、後はあらゆる主体が重要であるという認識をもってもらい、そして参画してもらおう。そのために県は環境の整備をしなければならない、市町と連携しなくてはいけないことを整理する必要がある。

委員：健康づくりの主体は県民一人一人であると思う。他県の基本理念にもあるように、口腔保健サービスや、医療保健サービスの環境を整備するのが、それぞれの行政や関係機関の責務として、理念の部分は書かれていると思った。しかし、一番の目的は健康づくりであり、県民自ら自分の健康づくりをしていくところを目指して各主体が何をするのか、考え方の整理を行うことが、理念と目的のところできていくとわかりやすい。

委員：私も一緒である。

委員：大規模な自然災害が発生したときにおいても歯と口腔の健康が保持できるとか、そういう理念も、理念か目的かわからないが、キーワードに入れていただきつつ、他の県でもあるように県民の自主的な努力を促進するとか、そういうふうな言葉になるイメージか。後、もちろん県民が必要なサービスを受けられる環境整備とか、その辺りのキーワードは外せないと思う。また、静岡県や愛媛県の条例の基本理念に書いてある「保健医療、公衆衛生、社会福祉その他の関連施策との有機的な連携」を検討していければと思う。

委員：歯と口腔の健康というのは、子どもの場合、家庭の生活習慣に組み込むには育てる人の初期指導、親のきちんとした知識も必要になってくると思う。それが習慣づけば大人になっても同じように続くであろう。家庭の生活習慣の伝承までいければいいのではないか。

委員：今実施されている文部科学省の委託事業とか、今言われたことの中身が入っていいと思う。

だいたいキーワードが出つくしたので、整理を次回までにさせていただき、基本理念と目的の違いも三重県なりの整理をしていかなければいけない。2点ほどご指摘もいただいているが、資料については、できるだけ早くお渡ししながら当日は議論に集中できるようにしていきたい。それと、

今後の日程だが、今後整理することも必要になってくるので、第一候補として、来月の19～21日でどうか。

委員：(19日でよいとの意見があった。)

委員：間が空くのであれば、目的と基本理念は今のキーワードでまとめて次出していただき、基本的施策は宿題にして、今度持ってきてやると、目的と理念が整理できて、すぐに基本的施策の議論へ入れるのかと思う。

委員：私らも宿題をやってくる。それで進めるのであれば、各主体の役割をきちんと議論しないと施策までいけないので、この辺りも次回発表したいと思う。

委員：期間がある分、それぞれの課題について考え方を整理していただくことでよいか。また、それぞれ会派の皆さん方にも経過も含めてフィードバックしていただき、意見ももらってきていただくとありがたい。次回は12月19日、月曜日午後1時ということで決めさせていただきたい。それと、次の次は1月中に一度はさせていただきたいと思っている。